

学校法人佛教教育学園 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人佛教教育学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を京都市北区紫野北花ノ坊町96番地に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、浄土宗の信念を基礎とする私立学校を設置することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人が、前条に規定する目的を達成するために設置する学校は、次に掲げるものとする。

- (1) 佛 教 大 学 大 学 院 文学研究科 教育学研究科 社会学研究科
社会福祉学研究科
佛 教 学 部 佛教学科
文 学 部 日本文学科 中国学科 英米学科
歴 史 学 部 歴史学科 歴史文化学科
教 育 学 部 教育学科 幼児教育学科 臨床心理学科
社 会 学 部 現代社会学科 公共政策学科
社会 福祉 学 部 社会福祉学科
保健医療技術学部 理学療法学科 作業療法学科 看護学科
通信 制 大 学 院 文学研究科 教育学研究科 社会学研究科
社会福祉学研究科
通 信 教 育 部
佛 教 学 部 佛教学科
文 学 部 日本文学科 中国学科 英米学科
歴 史 学 部 歴史学科 歴史文化学科
教 育 学 部 教育学科 幼児教育学科
社 会 学 部 現代社会学科 公共政策学科
社会 福祉 学 部 社会福祉学科

- (2) 京都華頂大学 現代生活学部 こども生活学科 生活情報学科 食物栄養学科
- (3) 華頂短期大学 幼児教育学科 総合文化学科
- (4) 華頂女子高等学校 全日制課程
- (5) 華頂女子中学校
- (6) 東山高等学校 全日制課程
- (7) 東山中学校
- (8) 華頂短期大学附属幼稚園
- (9) 東山幼稚園
- (10) 幼保連携型認定こども園 佛教大学附属こども園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち7人以内を常務理事とし、理事総数の過半数の議決により選任する。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 浄土宗宗務総長
 - (2) 知恩院責任役員のうちから1人
 - (3) 佛教大学学長
 - (4) 京都華頂大学学長
 - (5) この法人の設置する高等学校長及び中学校長のうちから1人
 - (6) 法人事務局長
 - (7) 学識経験者若しくはこの法人に功労のあった者のうちから評議員会において選任される者2人
 - (8) 評議員のうちから評議員の互選によって選任される者3人
- 2 前各号に規定する理事は、その選任の条件となっている地位を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 第1項第1号から第6号までに規定する理事のうち、その職務を兼務する者がある場合の理事の定数は、当該兼務数を減じた数とする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号から第6号までの規定により理事となる者を除く。以下この条において同じ。）の任期は、3年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができます。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第12条 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長の職務の代理等)

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第16条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 5 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 8 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第17条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要な事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会議事録)

- 第18条** 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
 - 3 出席理事から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次回

の理事会に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

- 4 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記録しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第19条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、23人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員会議事録)

第20条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 出席評議員から議事録の記載について異議のあった場合は、その申し出に基づいて、次回の評議員会に諮って、議長がこれを確認しなければならない。

(諮問事項)

第21条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第22条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第23条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員のうちから選任される者8人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者(学校の前身を卒業した者を含む。)で、年齢25歳以上の者のうちから選任される者4人
- (3) 次の一に該当する者6人
 - イ 浄土宗宗務総長
 - ロ 知恩院責任役員のうちから1人
 - ハ 佛教大学学長
- (4) この法人に關係ある学識経験者のうちから選任される者5人
 - 2 前項第3号を除く評議員の選任は、理事会がこれを行うものとする。
 - 3 第1項第1号及び第3号に規定する評議員は、その選任の条件となっている地位を退

いたときは、評議員の職を失うものとする。

- 4 第1項第3号に規定する評議員のうち、その職務を兼務する者がある場合の評議員の定数は、当該兼務数を減じた数とする。

(評議員の任期)

第24条 評議員（第23条第1項第3号の規定により評議員となる者を除く。）の任期は3年とし再任をさまたげない。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまではなおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第25条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数（現に在任する評議員及び任期満了後、なお、その職務を行う評議員の総数をいう。以下同じ。）の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

- 2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 相談役

(相談役)

第26条 この法人に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、この法人の理事長経験者又は有職者で、理事長の推薦により理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 3 理事会は、この法人の法人運営について必要と認めたとき、相談役の意見を徴することができる。
- 4 相談役は、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 5 相談役の任期は、2年以内とし、当該相談役を委嘱した理事長の任期満了又は、退任と同時に終了する。ただし、再任を妨げない。

第6章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第29条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。

ただし、この法人の業務遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産のうち積立金は、確実な有価証券を購入するか、又は確実な信託銀行に信託するか、又は預貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入及び試験料収入その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- 2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第35条 この法人の決算は、会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

- 2 決算において剰余金があるときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。
- 3 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名並びに住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

- 2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第37条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき　当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき　これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第38条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として

支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第39条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終るものとする。

(責任の免除)

第41条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第42条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第7章 解散及び合併

(解散)

第43条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に

掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第44条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した宗教法人浄土宗に関係ある学校法人又は教育事業を行う者に帰属する。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第46条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第47条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳票及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、京都市北区紫野北花ノ坊町96番地の学校法人佛教教育学園掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第49条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附則

この法人組織変更当初の役員は次の通りとする。但しその任期は組織変更の日より 6 カ月とする。

理事	渡 邊	眞 海
理事	鵜 飼	光 順
理事	高 畠	寛 我
理事	中 島	眞 孝
理事	眞 野	正 順
監事	石 井	龍 善
監事	大河内	隆 弘

第 1 条 本寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和 26 年 3 月 5 日）から施行する。

第 2 条 本寄附行為は、昭和 34 年 4 月 1 日から改正施行する。

第 3 条 本寄附行為は、昭和 40 年 4 月 1 日から改正施行する。

第 4 条 本寄附行為は、昭和 42 年 4 月 1 日から改正施行する。

第 5 条 本寄附行為は、昭和 51 年 4 月 1 日から改正施行する。

第 6 条 本寄附行為は、昭和 61 年 4 月 1 日から改正施行する。

第 7 条 佛教大学文学部教育学科は平成元年 4 月 1 日から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

第 8 条 本寄附行為は文部大臣の認可の日（昭和 63 年 12 月 22 日）から施行する。

第 9 条 本寄附行為は文部大臣の認可の日（平成 3 年 4 月 1 日）から施行する。

第 10 条 本寄附行為は文部大臣の認可の日（平成 5 年 3 月 19 日）から施行する。

第 11 条 本寄附行為は文部大臣の認可の日（平成 6 年 12 月 21 日）から改正施行する。

第 12 条 本寄附行為は文部大臣の認可の日（平成 7 年 10 月 12 日）から改正施行する。

第 13 条 本寄附行為は文部大臣の認可の日（平成 7 年 12 月 22 日）から改正施行する。

第 14 条 本寄附行為は文部大臣の認可の日（平成 8 年 3 月 12 日）から改正施行する。

第 15 条 本寄附行為は文部大臣の認可の日（平成 10 年 12 月 22 日）から改正施行する。

第 16 条 （平成 11 年 3 月 23 日）文部大臣認可の本寄附行為は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（佛教大学教育学部の社会教育学科の存続に関する経過措置）

佛教大学教育学部の社会教育学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかるらず平成 11 年 3 月 31 日に当該学部・学科に在学する者が当該学部・学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第 17 条 本寄附行為は文部大臣の認可の日（平成 11 年 12 月 22 日）から改正施行する。

第 18 条 （平成 12 年 10 月 24 日）文部大臣認可の本寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（佛教大学文学部の国文学科、中国文学科、英文学科及び通信教育部文学部の国文学科、中国文学科、英文学科の存続に関する経過措置）

　佛教大学文学部の国文学科、中国文学科、英文学科及び通信教育部文学部の国文学科、中国文学科、英文学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学部・学科に在学する者が当該学部・学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第19条 本寄附行為は文部科学大臣の認可の日（平成14年2月28日）から改正施行する。なお、この寄附行為の変更は、学校法人華頂学園との合併に伴って、第4条（設置校）、第5条（役員定数）、第6条（理事選任条件）、第8条（役員任期）、第13条（評議員定数及び評議員選任条件）及び第14条（評議員任期）の変更を行ない、併せて第8条の2、第9条の2、第12条、第16条、第30条及び第31条の整備を行なったことによる。

第20条 （平成15年3月20日）文部科学大臣認可の本寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

第21条 本寄附行為は文部科学大臣認可の日（平成16年3月3日）から改正施行する。

第22条 本寄附行為は、平成16年4月1日から改正施行する。

（佛教大学文学部の中国語中国文学科、英語英米文学科及び通信教育部文学部の中国語中国文学科英語英米文学科の存続に関する経過措置）

　佛教大学文学部の中国語中国文学科、英語英米文学科及び通信教育部文学部の中国語中国文学科、英語英米文学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第1号の規定にかかわらず平成16年3月31日に当該学部・学科に在学する者が当該学部・学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第23条 本寄附行為は文部科学大臣認可の日（平成17年4月1日）から改正施行する。

第24条 本寄附行為は文部科学大臣認可の日（平成17年12月5日）から改正施行する。

第25条 本寄附行為は、平成18年4月1日から改正施行する。

第26条 （平成21年1月6日）文部科学大臣認可の本寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。なお、この寄附行為の変更は、学校法人東山学園との合併に伴って、第4条（設置校）、第5条（役員定数）、第6条（理事定数）、第13条（評議員定数）の変更を行なったことによる。

第27条 （平成21年3月31日）文部科学大臣認可の本寄附行為は、平成21年4月1日から改正施行する。

第28条 本寄附行為は、平成21年4月1日から改正施行する。

第29条 本寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成21年10月30日）から改正施行する。

第30条 本寄附行為は、平成22年4月1日から改正施行する。

第31条 （平成22年10月29日）文部科学大臣認可の本寄附行為は、平成23年4月

1日から改正施行する。

第32条 本寄附行為は、平成23年4月1日から改正施行する。

第33条 本寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成24年3月30日）から改正施行する。

第34条 本寄附行為は、平成24年4月1日から改正施行する。

第35条 本寄附行為は、平成25年4月1日から改正施行する。

第36条 本寄附行為は、平成26年4月1日から改正施行する。

（華頂短期大学歴史文化学科の存続に関する経過措置）

華頂短期大学歴史文化学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第3号の規定にかかわらず平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に存在しなくなるまでの間、存続するものとする。

第37条 本寄附行為は、平成27年4月1日から改正施行する。

第38条 本寄附行為は、平成28年4月1日から改正施行する。

第39条 （平成29年1月10日）文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から改正施行する。

第40条 本寄附行為は、平成30年4月1日から改正施行する。

第41条 本寄附行為は、平成31年4月1日から改正施行する。

第42条 （令和2年3月16日）文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から改正施行する。

第43条 本寄附行為は、令和3年4月1日から改正施行する。

第44条 本寄附行為は、令和4年4月1日から改正施行する。

第45条 （令和5年3月9日）文部科学大臣認可の本寄附行為は、令和5年4月1日から改正施行する。

第46条 本寄附行為は、文部科学大臣認可の日（令和5年4月20日）から改正施行する。

第47条 本寄附行為は、令和6年4月1日から改正施行する。

（京都華頂大学現代家政学部の現代家政学科の存続に関する経過措置）

京都華頂大学現代家政学部の現代家政学科は、改正後の寄附行為第4条第1項第2号の規定にかかわらず令和6年3月31日に当該学科に在籍する者が当該学科に存在しなくなるまでの間、存続するものとする。